

# 議会運営委員会記録

令和3年11月19日（金）

開議 12時 59分

閉議 14時 21分

全員協議会室

## 出席者

- 〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、  
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、  
小川委員、牛尾委員（代理 岡本議員）
- 〔議長団〕 笹田議長、川神副議長
- 〔委員外議員〕 なし
- 〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長
- 〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記
- 

## 議 題

- 1 令和3年12月浜田市議会定例会議について
  - (1) 令和3年12月浜田市議会定例会議の付議事件等及び付託案について 資料1-1、1-2
  - (2) 令和3年12月浜田市議会定例会議の会議予定について 資料1-3
  - (3) その他
    - 質疑等なく案のとおり了承
  
- 2 令和3年12月浜田市議会定例会議 陳情の付託先について 資料2
  - 案のとおり付託し審査
  - 12月定例会議の陳情審査における各委員の反対意見を提出する。11月30日の全員協議会で全議員へ改めて周知
  
- 3 特別委員会について
  - 中山間の特別委員会の設置は行わない
  - 次回の議会運営委員会で、議長から改めて提案された協働のまちづくりに関する特別委員会の設置について各会派で協議し発表。協議事項は「設置の有無」「目的」「委員定数」について。
  
- 4 陳情審査方法の検討について
  - 今回の各会派からの発表を基に、再度各会派で協議し、次回改めて発表
  
- 5 議会運営委員会主催議員研修会について 資料3
  - 開催日程について案のとおり了承

6 はまだ議会だより (Vol. 62) 読者アンケートに寄せられた意見等へ対応協議について

資料4

➤ 正副委員長案のとおり了承

7 その他

(1) 令和4年度予算要求（議会費）について

資料5-1

➤ 質疑等なし

(2) 令和3年9月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について

資料5-2

➤ 質疑等なし

(3) その他

➤ 今後の研修案として市民からの不当要求等への対応が提案された

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 12 時 59 分 開議 ]

布施委員長 | ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9人で定足数に達しているが、本日は牛尾委員が欠席のため岡本議員が代理出席している。それではレジュメに沿って進めていく。

1 令和3年12月浜田市議会定例会議について

(1) 令和3年12月浜田市議会定例会議の付議事件等及び付託案について

布施委員長 | 説明をお願いします。  
総務部長 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
布施委員長 | 次に付託先一覧を事務局から説明いただく。  
布施委員長 | ただいまの説明について質疑等はないか。  
( 「なし」という声あり )

(2) 令和3年12月浜田市議会定例会議の会議予定について

布施委員長 | こちらは本日から12月16日定例会議終了までの会議予定を説明する。資料をごらん願う。事務局より説明をお願いします。  
古森局長 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
布施委員長 | 確認しておいてもらいたい。

(3) その他

布施委員長 | 執行部から何かあるか。  
( 「なし」という声あり )  
ないようなので執行部はここで退席されるが、委員から何かあるか。  
( 「なし」という声あり )  
では執行部はご退席いただいて構わない。

《 執行部退席 》

2 令和3年12月浜田市議会定例会議 陳情の付託先について

(1) 陳情付託先について

布施委員長 | 今回11月12日の午後1時までに陳情が16件提出された。提出後、議長団及び議会運営委員会正副委員長で内容を確認し、16件全てを付託することとした。付託先委員会の内訳だが、総務文教委員会9件、産業建設委員会3件、議会運営委員会4件、併せて意見陳述も1件を除き希望があったことをお知らせする。付託先については資料2をごらん願う。以上のとおりとして11月30日の全員協議会で議長から付託される。

1点報告する。9月の定例会議で陳情審査に出された反対意見の掲載を求める陳情が採択された。これを受け12月定例会議で審査する陳情で反対の場合、本会議と同様に各委員の反対意見を掲載することとしたい。なお、提出方法は陳情審査時の委員会終了時、反対意見の表に記載いただき、提出いただくこととしたいと思うが、それでよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

異議なしと認める。また本件については全議員に関係する事項のため、11月30日の全員協議会で改めて周知することとする。このことでよろしいか。

( 「はい」という声あり )

### 3 特別委員会について

布施委員長

こちらは11月2日の議会運営委員会で議長の意向を確認し、検討することとなっている。本日は各会派からそれぞれ設置の有無についてまず判断の発表をしていただきたい。順次指名するのでよろしく願います。もし設置すべきという方がおられたら、目的や定数、なしの場合はそれで結構なので、意見を山水海から願います。

串崎委員

この件については、この前の議会運営委員会で一応、中山間地特別委員会といった話もあって、三浦議員と、4年の間かなり提言もあり、かなり厚いものを執行部に提出した。その精査等も必要ではないかという意見もあった。これはこれとして大切なことだろうということもあったが、会派でいろいろ意見を言う中で、今まで自治区制度から始まって協働のまちづくりに変わった。この協働のまちづくりの特別委員会はどうかという意見もあった。なかなか協働のまちづくりということになると大きな器であり、ポイントがなかなか難しいといったことで。

布施委員長

串崎委員、11月2日の委員長からの、特別委員会の設置についてどうするかをお願いします。

串崎委員

いろいろ検討し、最終的にはもう少し議論を深めて先延ばしにしたらどうかということで、山水海としてはもう少し詰めてからということになった。

布施委員長

超党みらい。

小川委員

超党みらいとしては中山間振興の特別委員会については、これまでの経過の中でかなり充実した中身の提言も4回程度出されてきていることを考えたときに、進行管理のための委員会でどうかという意見も聞いていたが、それだけ充実した内容を出されているということで、進捗管理等については各常任委員会でやっていくべき内容で、特に特別委員会まで設置する必要はないのではと、議論した中で結論づけている。あとの部分はまた後ほど報告させていただく。

布施委員長  
肥後委員

創風会。  
まだ、今は設置するべきではない。設置しないという、先ほどの山水海の発言と一緒に。

布施委員長  
柳楽副委員長

公明クラブ。  
うちも中山間については一定程度の提言を行っているので、その経過を確認するのはもう少し、例えば2年後といったところのほうがよいということで、今回急いで特別委員会を設けるということではなく、いろいろと皆で検討した上で、これがどうしても必要というものを設置していくべきではないかという意見になった。

布施委員長

各会派からご意見をいただき、四つの会派から全て、今回は設置を見送るという結論が出ているが、設置しないということで統一的に考えてもよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

ではそれを受けて議長から発言の許可を求められているので願います。

笹田議長

今回特別委員会のことで各会派協議していただき感謝する。中山間地域の特別委員会ということをおっしゃっていただいたのだが、今回市長から所信表明があり、その所信表明の7ページ市長が最も力を入れる3期目、この4年間しっかりやりたいということで、まず1点目に若者対策が出てきている。若者対策の次に、9ページの頭のところ2番目として協働のまちづくりの推進と出ている。その中に下の段に、また、中山間地域においてはというところで、協働のまちづくりの推進の中に中山間地域の問題が包括されていると理解した。そういったところから中山間地域に特化したのではなく、協働のまちづくりの推進の特別委員会のほうがよいのではないかと考えている。中山間地域の振興で、小川委員からもあったが、4回提言を前回されている。その中で最後のまとめの要望のところ、これ4件とも全く同じ、市にこれだけはやってくれという4点がある。その1点目として、予算措置。中山間地域に予算措置してくれということで、5年で10億円の基金を積み立ててやるということを市が言ってきていただいている。

2番目としては先進的な技術の活用を進めてほしいということ。3番目に総合振興計画での中山間地域対策を明確に位置づけてほしいというところ。4番目として毎年の施政方針においてしっかり対策を講じること。この4点については四つの提言全て同じことが書かれている。今回12月定例会議で総合振興計画が出される。前回議会としても意見交換会をしたが、その中で、協働のまちづくりについては第3章の後期基本計画の中で107ページから148ページまで書かれている。その中で中山間地域については136ページに書いてあるが、たった1ページ書かれている程度である。そういった意味でい

うと、四つの提言をしたがやはり総合振興計画には1ページしか書かれないということがあった。そういった意味で、特別委員会とはもともと目的があって設置するべきだということも理解しているが、先日立ち上げた議会改革推進特別委員会では、永久の課題だが、委員会の中で一つ一つ課題を出していただき、潰している状況がある。これで別に特別委員会をつくらずとも議会運営委員会でできることなのだが、やはり特化してやるべきだということで特別委員会を設置して議会改革を推進している状況がある。そういった形の中で協働のまちづくりについてもやはり特化して。常任委員会でできることはできるのだが、課題を上げていただき、コミュニティセンターや交通手段や農林業対策、安全安心の対策、今回この所信表明が出ているが、〇〇地域の日だとか今年度については私も聞いてないが、協働のまちづくり推進計画を策定し、とあるので、こういったところはやはり議会も率先して課題を上げて進めていくべきではないかと思うので、委員長申しわけないが、こういった思いを再度会派で話し合っていていただき。すぐには思っていないが、やはり私は必要だと考えているので、もう一度所信表明と総合振興計画含めて中山間地域も包括されている協働のまちづくりの推進については、やはり特化してやるべきではないかと思っているので、そのあたり申しわけないがもう一度会派でお話しただけたらと思う。

布施委員長

議長からただいま説明があった。議長からは総合振興計画の中の協働のまちづくり部分、市長の骨子でもうたっている。協働のまちづくりとは皆ご存じのように多岐にわたるテーマがたくさんある。その中でも特に絞って、特別委員会をつくる以上は目的をはっきりして、結果はいろいろと変わる部分があるが執行部に提言する場合や、市民にわかりやすく提示する必要がある。その中で議長の思いとしては中山間地域のことについて特別委員会を提案したが、各常任委員会でもできることもあるし、協働のまちづくりの中でも中山間地域の項目は少ないが、包括してあるからそちらのほうで追及もできるからどうだろうかという提案もあった。このことについて今日結論を皆からもらおうとは思っていないが、先ほど、中山間地域の設置はしないということで各会派の、その次の話し合いも行われたように思っているのだが、もしご意見があれば、先ほど会派の発表をされた方から、協働のまちづくりという言葉が出たので、もしご意見があればお伺いする。

串崎委員

先ほどの追記になるが、協働のまちづくりという点からいくなかなか大きい形になるので、その中でポイントを絞ってということで、先ほど話にもあったように、公共交通等になると中山間地も市街地も同じようなことができるということもあるし。また他の委員からは、浜田の都市計画のこともやってはどうかという、いろいろ

小川委員

意見が出たところである。今、何がどうというわけではないが、いろいろ意見が出たということだけご報告する。

先ほどの提案については必要なことだと思っている。特にまちづくりセンターが新しくできた関係で、まだ市民の中でもその機能や活用の仕方について認識が一致していない部分が大いにあると思っている。したがって議長から提案があった協働のまちづくりに特化した特別委員会の設置については必要だと、会派の中でも議論してきている。特に会派の中で問題として上げられるのは、先ほど公共交通のこともあったが買い物難民の問題などもあるし、まちづくりの観点から朝市なども各地区で行われているが、これも部分的に評価する部分もあるが、なかなかそこにすら行けないような人もあり、一部の人々の利便性にだけ偏ってないかということを考えてときに、ここもまちづくりの根本的な問題も背景としてはあるのではないかとされている。そういうことを含めて、特に住民自治という観点が非常に弱いということを考えてときに、まちづくりの基本を住民自治に焦点を当てながら弱いところを強化していくことも考えながら、それ以外の幅広いが、例えば観光や神楽も含めた中身も含めて、まちづくり全般を考えたときに、目的を絞るのは非常に難しいが、どういう目的がふさわしいかについては持ち帰り検討させていただければと思う。

肥後委員

創風会としては今後も継続して今の審議をしていく。また浜田ビジョン、将来の未来に向けた計画とはっきりと策定された段階でまたそれを織り込んで発表したい。

柳楽副委員長

先ほども申し上げたように、今急いで設置ということではなく。私自身もまちづくり、大変重要な部分だとは思っているが、その中で一番何が必要なかをもう少しいろいろ検討して、それで設置は決めていくべきかと思っている。

布施委員長

各会派から、それぞれ新しい協働のまちづくりの議長の提案により、各会派から意見をいただいたが、この部分も、まだ提案なので、設置も含めて各会派で持ち帰っていただき、そのときに設置するのであれば目的とか、委員の定数とか、そこまでの発表ができるようをお願いしたい。皆よろしいか。

( 「はい」という声あり )

今の持ち帰りの発表は12月3日の議会運営委員会で、改めて皆に発表していただくのでよろしく願います。

#### 4 陳情審査方法の検討について

布施委員長

こちらは12月3日の議会運営委員会で、3月からの方法について検討することとなった。本日は各会派からそれぞれ検討された案を発表していただく。順次指名する。超党みらい。

小川委員

超党みらいとしては前回の検討以降の中身だが、案として三つほど上げられた中でいうと、案2の方法でやるべきではないかということに一致している。陳述については現在1件につき3分保障することになっているが、これについて状況を見ていて、少し問題が出てきているのではないかということも、皆から出されていた。特に今、コロナの影響で議員も個人一般質問の30分の持ち時間が今20分に減ってきていることを考えたときに、例えば陳情10件出すとそれだけでも30分保障されるということについては、少し不合理ではないかということがある。もし今後、例えば3月定例会議以降でこういった形にしていくとすれば、かなりルールを決めていく必要があるのではないかと思っている。仮に会派内で検討したのは、例えば1人について3件だと9分程度。そうすると選挙で選ばれた議員ですら20分しか保障されていないのに、一般の方がそれ以上を超えることについては市民の理解も得にくいのではないかということ。一つの案だが、そういうルールをつくりながらやるとすれば、当面やっていくことが必要ではないかという意見も出されていた。考え方とすれば流れは案2でいく必要があると思うし、特に棚上げになっている10項目の関係だが、これについても各常任委員会での陳情審査を見たときに、少し問題があるところからすると、これを議会事務局で精査するとまた負担が増えてまた元どおりということになるので、するとすれば各常任委員会に付託されて以降、この基準について各常任委員会内で精査して、例えば文書配付だけにとどめるかどうかというような判断はすべきではないかということについて、今検討中である。

布施委員長  
川上委員

創風会。

創風会では案1、非常にシンプルでこのまま進めたほうが一番よいのでは。意見陳述についても同じ形である。やはり陳述者のご意見を伺うこと、市民の声を聴くことが大切で非常によいのではということ。さしむき案1で進めていただきたらと思っている。

布施委員長  
川上委員  
布施委員長  
柳楽副委員長

さしずめということは、3月からやるということか。

3月からもということ。

公明クラブ。

公明クラブとしては改選前からも申し上げていたが案1ということで。ただ、陳述については原則として行わない方向で。今の文章を見させていただいて理解できるものもあると思うので、理解できない、確認しないといけないものについては、参考人招致などを必要に応じて行うような形で、基本的には陳述は行わない方向に進めたらどうかということに話をしている。

布施委員長

柳楽副委員長、参考人招致した場合、費用弁償がかかるが。陳情で費用弁償は、参考人招致という形で呼べるのか。



古森局長

大丈夫である。予算上は限りがあるが、必要なものと判断されたものは予算はどうにかするしかない。

布施委員長

山水海。

沖田委員

山水海としては案3を推す。ただ3月からとなると、これは条例改正が必要なもので少し無理があるのかと正直思っている。よって今後検討していただきたい思いもあって、山水海としては案3でいきたいと思っている。内容については今まで説明したとおりだと思う。

布施委員長

3月からするととなると、この議題を協議して1月末にはもう決める必要がある。それまでにまとめればある程度3月からの施行はできるが、もし条例改正などになった場合は6月からもスタートはできるので。山水海としては案3ということ。

各会派からこの陳情審査については三者三様の意見が出た。議会運営委員会としてはあくまでも合議制を取って、皆の一致でやらなければ議会運営がうまく進まないと思っているが、ただし皆のこれからの話し合いも必要なのだが、今出された意見をもとに何か意見がある方は挙手の上、発表をお願いしたい。

小川委員

陳述についてどうかというところで、なくてもよいのではという議論も先ほどあったが、これについてどうかというのは少しずつ論点を絞っていく必要があるかと思っている。我々超党みらいの中では、その制度自体は非常によいことだし、先進的な取り組みということで評価される内容だと思うが、その制度がありながら、一般の市民の方に広く公平に利用していただけるような状況があればよいが、なかなかそうになってない部分があることと、もう一つ一番問題だと私自身が思っているのは、各常任委員会の陳情審査を見たときに、ほとんど午前中いっぱいくらい使って審議しなければならないような現状を見たときに、確かによい制度だがこれを一部の市民の特権的な扱いみたいな形にも見えるような。そもそも公平な立場で、差別はよくないわけだが、現実がそうになっているとすれば一定のルール化もしないと、今のままでよいということについては少し問題があるような気がする。簡単に言うと常任委員会の雰囲気というか、陳情審査であれだけの時間を費やすことが、果たして市民全体に公平な奉仕者としての扱いとして妥当かどうかという観点も、議論すべき内容ではないかと思っている。

布施委員長

超党みらいからそういった意見があった。意見陳述については必要な部分があるが、時間を費やす部分もあるし、常任委員会の時間の中で本来、常任委員会でやらなければいけない時間を、陳情の中で随分費やされているということがあった。ただし採決は行うということなので。創風会の場合は案1があった。これで案2と大きく違うところは、委員会ですらどうかという部分と、今までは議長から付託を受けた分については全員協議会で陳情付託先をやって、委員

川上委員

会で採決するという案1だが。似通っているといえは似通っているのだが、その辺を含めて川上委員、何か意見があるか。

陳述は、陳情者が今たまたま1人だが、これが10人おられたら10人とも聴いてあげるのが議会としての姿勢ではないかと私は思っているので、陳述はやる。それから配付についても、今後なるべく配付は避けるべき問題ではないかという気がする。

布施委員長

川上委員、本来なら市民の多様な意見を聴くことは、議会としてもそれは受けるべきだというのは、私も十分、皆も十分理解されていると思うが、陳情や請願とはあくまでも出された文章で判断できるものが一番、受け付けとしては正しいやり方だと思っている。

今試行期間で陳述3分を行っているが、あくまでも文章で判断するのが本来だと、私も長年議員をやっているそういう判断をしているが、必要によっては陳述を行う、先ほど柳楽副委員長が言われたような、よりつきではないが、そのようになって構わないだろうか。話し合いで。

川上委員

常任委員会の時間を費やすという言葉があつたが、常任委員会とは常任委員会として、やはり陳情は陳述で受け付ける。それに対してしっかり審査する必要があると思うので。陳述は必要であれば聞く。申し込まれたときに、これは文書だけでは足りない部分があるので陳述がしたいと言われたら、やはり受けるべきだろうと私は考える。

布施委員長

それを受けて山水海だけは配付という案3なのだが。山水海でもいろいろな意見が出たと思う。その辺の部分でどうか。

沖田委員

配付のみではなく、例えば今委員会付託されて陳情審査で採択・不採択が審査されている。陳情者の願意というものは採択・不採択なのかということを考えている。その中で今たまたま十数件などかなりの数が出ているが、その中で例えば委員会に付託を受けて、個々の委員が委員会として所管事務調査をする。あれと同様に陳情者の願意というものをしっかり委員会内で議論し、必要であれば解決に向けてという流れをつくっていくほうが、より親切なのではないかというのが山水海としての言い分である。その中で採択・不採択ということが本当に必要なのかというところで、一貫して案3を山水海としては提案している。

布施委員長

山水海の意見としては陳情者の願意を知った上で、採決の有無ではなくそれを聴いてあげた、そういったものがある程度今までの流れから見ているとその部分があるから、採決のこともわかるが陳情者の意見をしっかり聞いてあげることが望ましいということで、この案3になったという感じか。

皆からいろいろ意見をいただいたが、最近の陳情を見ると、同じ項目で2回、3回出たり、1回採決したものを否決されたものをもう1回出るという事案が結構見られる。小川委員から言われたように、

今まで10項目の中の陳情を審査するのに、こういう部分については気をつけようとか、こういうものについては委員会でどうしようかというものがあつたが、そのルール化でもう少し突っ込んで精査することもできるので、陳情者が今、10件以上出される方もおられるし、1件、2件の方も時期になればおられることもあるので、皆の意見、三者三様でまとめられないのだが。

局長、これは今日この場で統一見解を出さねばならないか。

古森局長

今の状況ではまとまるとは思えないので。先ほど委員長も言われた、1月末までのところでは最終決着を何とかいただいて、という方向で進める。早いほうがよいのは間違いないのだが、それくらいまでは最終決着かなと思っている。お願いします。

三浦委員

先般、はまだ市民一日議会（以下、市民一日議会）というのを開催した。市民一日議会は愛知県犬山市議会が取り組まれている市民フリースピーチ制度を参考にしたものだが、犬山市議会は毎定例会あれをやっている。今この陳情で、浜田市議会の場合は、毎回陳情で意見陳述できる時間があつて、ほぼそのフリースピーチ制度と一緒になのである、よく考えてみると。

今は広聴機能の充実ということで議会全体として取り組む中で、そもそもある請願や陳情といったものが、少し曖昧になっている気がする。それを整理していく必要があると思うし、先ほど沖田委員が言われたように、陳情者の願意をきちんと酌み取って、それをどう議会で扱っていくかが重要であつて、採択・不採択ではない。採択・不採択も今もう執行部が取り組んでいるから採択。いや執行部がもう取り組んでいるのだから不採択というような、基準も曖昧なまま今に至っている。こうしたものをしっかり整える必要があると個人的には思っているし、これは会派の中でも意見を述べてきた。とにかく願意をきちんと酌み取って、それを議会としてどう取り扱っていくかが、こうした陳情を含めた広聴機能を議会としてしっかり担保していくことが、大事なところだと思う。そうしたところも一括して、陳情審査の行程を整理する中で一緒に議論してはどうかと少し思っている。皆はそういったところをどのように考えておられるか。

布施委員長

三浦委員からそういったご意見があつた。これに対して皆、ご意見はあるか。

小川委員

陳情者の願意を大事にすることについて異論はないが、出された側からするとそれは採択されたかどうか、一番大きな要素になると思う。したがって最終的には願意を尊重するにしても、それを採択したか不採択になったか、その結論は出すべきではないかというのが、会派内で検討した中での結論となっている。

私とすれば、なぜ今回こういった取り扱いになっているかといっ

たときに、我々の会派では案2を推しているのだが、案2の特徴とは陳情書取扱基準があったのだが、これが障害になって、これを今までは事務局の段階で適用しながら精査したことが非常に負担になっていたということで、これを取っ払うことによって9月と12月の定例会議はやることになっているだけだと思う。しかし陳情書の取り扱い基準とは今まで何度も議論しながら少しずつ修正したものであるし、その中身に問題があったのではなく、これを事務局側で精査したために、事務局に対してすごく負担が大きかったがために、それを守るために事務局で扱わなくなったというのが経緯としてあるとすれば、そここのところの部分をきちんと踏まえて今後の対応を考えるべきではないか、というのが私の意見だが。

布施委員長

ほかにないか。各会派から意見を言われたし、考え方についても言われた。三浦委員、小川委員の意見を参考にしながら、この1月末までに決める必要があるので、もう1回会派内で調整していただき、最終的な陳情審査の検討について結果を出したい。合議制なので決めるが、最終の場合は賛成多数を取らねばならない部分が出てくるので、それだけはお願したい。あくまでも9月、12月にやってきた陳情審査は試行期間で3月から新しい、皆の考えのもとに陳情審査をしていく、請願審査をしていく、という意味合いなので、会派でもう1回慎重に、皆が出された意見を酌んでいただき、議論していただきたい。それでよろしいか。

笹田議長

陳述についていろいろ意見が出たが、今送った資料を見ていただきたい。申し送りについての概要の一番下、前回の議会運営委員会委員長だったのでこれを申し送りしたのだが、請願者等の意見陳述の目的を市民参加、または審査の充実化をするのかも含め、実施の有無について検討が必要であると、申し送りさせていただいている。

本当の陳述の目的は、今のところは市民参加ではなく、審査の充実ということで意見陳述を行っている。そういったところで、市民参加という言葉がないまま陳述を行っているので、そのあたりも含めて議論していただきながら、陳述をどうするかを今一度議論していただけたらと思う。よろしく願います。

布施委員長

議長、これを今してくれということか。ではなく今度結論を出す場合も。

笹田議長

いろいろな意見がある中で、市民参加ということも出たので。市民参加を目的とした陳述ではないということも皆把握しておかないといけないと思ったので。あくまでも審査の充実、それをするによって充実するかどうかの論点になっていると思う。市民参加となるとまた違う観点から議論するべきなのかなと思ったので。

布施委員長

議長からあったように、市民参加というものが申し送りに入っている、それを含めて陳情審査の方法について再度会派の中で、

古森局長  
布施委員長

それを踏まえて結論を出していただきたい。この日程は決めなくてよいか、事務局。

今度の議会運営委員会のためにそれぞれ調整がつけば。

では12月3日までに再度会派からご意見を聞くので。調整がつかなかった場合は多数決で決めていきたい。会派の中でご了承をお願いしたい。それでよろしいか。返事がないが次に移る。

## 5 議会運営委員会主催議員研修会について

布施委員長

2件、今年度中の開催を予定している。資料をごらんいただきたい。

( 以下、資料をもとに説明 )

このことについてご意見は何かあるか。

( 「なし」という声あり )

## 6 はまだ議会だより (Vol. 62) 読者アンケートに寄せられた意見等へ対応協議について

布施委員長

こちらについては議会運営委員会へ1件割り振られているので、回答について正副委員長案を提示している。このことについてご意見があるか。読み上げる。いただいたご意見は真摯に受け止め前向きに取り組みます。

当たりさわりのない回答だが、この意見でよろしいか。もし、もう少しここを踏み込んで、という意見があれば皆で論議したいと思うが。この案でよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

ではこの案で、いただいた意見をお返ししたい。

## 7 その他

### (1) 令和4年度予算要求 (議会費) について

布施委員長  
下間次長  
布施委員長

資料5-1を見てほしい。事務局から説明をお願いする。

( 以下、資料をもとに説明 )

このことについて確認したいことがあるか。

( 「なし」という声あり )

### (2) 令和3年9月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について

布施委員長  
古森局長  
布施委員長

資料5-2を見てほしい。事務局から説明をお願いする。

( 以下、資料をもとに説明 )

このことについて確認したいことがあるか。

( 「なし」という声あり )

### (3) その他

布施委員長

私から次回の議会運営委員会までに、各会派で3月定例会議における会派代表質問及び個人一般質問の時間についての協議をお願いする。1点目は会派代表質問による質問時間を、現在の会派構成の人数から、9人会派は60分、6人及び5人会派は50分、2人会派を30分と考えているが、この持ち時間についてが1点。そして昨年と同様に新型コロナウイルス感染防止のため10分減とするかの協議をお願いする。ということは、9人会派は50分、6人5人会派は40分、2人会派は20分という考えなので、そのことについて会派で協議していただきたい。

2点目は個人一般質問の時間である。こちらについても今回の12月定例会議と同様の持ち時間20分、答弁合わせて40分で、議長裁量により最大50分までとするかについてである。なおこの時間の取り扱いについても、3月のみではなくその後も恒常的なものとするかについても協議してほしい。

以上を会派で協議いただき、次回の議会運営委員会で発表いただくようお願いする。

その他、委員から何かあるか。

小川委員

議題5の議員研修会の関係だが、これ自体は全然問題ないが、取り扱っていただくテーマとして会派の中で言われているのが、よくいわれるスーパー市民だとか、あるいは特定市民への対応というのが全国でもいろいろな自治体を調べると、かなり問題視されているところがある。場合によっては自治体でコンプライアンス条例をつくって、そういったことへの対応をされているところもある。そういう意味では例えば弁護士の方の力を借りたり、そういう全国事例を調査している方々の力や知見を借りたりしながら、どのように対応すべきなのかについても、今後研修会等をやる場合のテーマの参考にしていただければということで。

布施委員長

このことについては研修会2の人権研修部分の題名の部分で、そういうことも含めて研修していただきたいという意味合いか。

小川委員

別で、今後。

古森局長

これまで議員から見たコンプライアンスに問題があるかないかという研修は何回かやってきているが、市民側からの問題がある行動については確かにやってない。我々職員は不当要求などの研修を受けたりしている。そういったものを議員に、市民からの不当要求等に対すること、という感じの研修と捉えたらよいのか。

小川委員

どういう内容なのか。結局、いろいろな不当要求というか、そういうことをされる市民の方もおられるが、逆にいうと議員側も含めて、襟を正してやることによってそういうことを防止していく姿勢も必要だということもよく触れられているので、そういった点についての考え方はある程度、議員間でも共有しておく必要があるのでは

布施委員長

はと思う。きちんとした腹構えをお互いが持ちながら、公平公正な市民サービスに向かっていけるような体制が必要ではないかということで、ぜひ研修会のテーマに検討していただきたい。

前向きに取り組んでいくようにしたいと思うが、またこれは皆で諮っていきたいと思う。よろしく願います。

ほかにないか。

( 「なし」という声あり )

なければ次回の日程を確認したい。陳情審査を行うので、12月3日金曜日の個人一般質問終了後に開催したい。先ほど、会派でいろいろと話し合っていていただく日程等も併せているので、このときに発表を同じくお願いしたい。本日の内容は会派で共有していただくよう、重ねてお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会を終了する。

[ 14 時 21 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施 賢 司